

## 災害時の避難行動要支援者の支援体制に御協力ください

災害発生時には、市や公的機関等が様々な災害対応を行います。公的機関による活動にも限界があり、過去の災害の教訓から地域住民の助け合いが減災の大きな力になります。

### 避難行動要支援者支援制度とは？



避難行動要支援者支援制度とは、本人の同意が取れた避難行動要支援者の情報が記載された名簿（**避難行動要支援者同意者名簿**）を、平常時から区・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員などの地域の皆さんに提供させていただき、災害発生時などに支援を必要としている人と地域の皆さんが一体となり、共に避難行動等をとっていただくことを目的とした地域の共助（※）の力を助長するための制度です。

※…共助とは、地域による助け合いのこと

### 支援制度に協力したいけどどうすれば良いの？

地域の皆さんで支援方法などの活動内容を検討し、名簿情報の提供を受けるかの意思決定をしていただきます。その後、市から「**避難行動要支援者同意者名簿**（※）」を提供しますので、災害時に備え次の項目について地域の皆さんで避難行動要支援者の支援体制を整えてください。

なお、避難行動要支援者の支援は、法的義務を負うものではありません。地域の皆さんが可能な範囲で支援を必要としている人に支援を行ってください。不明な点など、詳しくは、お問合せください。

■**情報伝達**…支援者が、災害情報の把握に支援が必要な場合は、高齢者等避難情報などの情報を提供。

■**安否確認**…支援者の安否の確認が取れない場合は、電話や訪問により安否を確認。

■**避難支援**…支援者が、自身や家族の支援のみでは避難が困難な場合は、避難所等までの移動を支援。

※…避難行動要支援者名簿に登載されている人のうち、本人が個人情報の公開・提供に同意した人の名簿

### 避難行動要支援者名簿に登載されている人とは？

避難行動要支援者名簿とは、災害対策基本法に基づき作成された名簿で、災害時に自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速に避難の確保を図るため特に支援を要する高齢者や障害者など、次の1～8までの人が登載されています。

- 1 介護保険制度における要介護3～5の人、要介護1～2又は要支援1～2で一人暮らしの人
- 2 身体障害者手帳1・2（総合等級）を所持する身体障害者の人
- 3 養育手帳④又は養育手帳Aを所持する知的障害者の人
- 4 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を保持する人で、単身世帯の人
- 5 市の生活支援（福祉サービス）を受けている難病患者の人
- 6 障害者世帯に属する子ども（ただし、18歳に達した年度の3月31日まで）
- 7 本市に住民登録のある外国人の人
- 8 掲載を希望した次に該当する人

○要介護1～2、要支援1～2で単独避難が困難な人      ○母子健康手帳交付者（名簿登録から1年で抹消）

○65歳以上のひとり暮らしの人      ○65歳以上の高齢者のみの世帯の人      ○市長が必要と認める人

# 避難行動要支援者同意者名簿の情報提供の申し出から支援体制の構築までの流れ

避難行動要支援者名簿  
(表面1～8に記載されている人)

情報提供に同意

避難行動要支援者同意者名簿

区・自治会  
自主防災組織  
民生委員・児童委員

## ①活動内容の検討

地域の皆さんで支援方法などの活動内容を検討し、名簿情報の提供を受けるかを決定します。

○地域での検討は、区・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等で、協力体制についても協議・検討します。



## ②名簿情報提供の申し出、関係書類の提出

市では申し出の際に、支援体制を構築する地域の範囲を確認します。その後『富里市避難行動要支援者に係る秘密の保持に関する誓約書』を市防災課に提出していただきます。

## ③名簿情報の提供

市から区・自治会や自主防災組織などの代表者に『避難行動要支援者同意者名簿』の情報を提供します。

名簿情報を受領した団体の代表者は『名簿の受領書』を市防災課に提出していただきます。



## ④個別訪問、個別計画(※)の作成 【※…個別計画とは、要支援者ごとに作成する避難行動等の計画】

区・自治会や自主防災組織などは、名簿情報を基に個別訪問を実施し支援体制の個別計画を作成します。

○作成された個別計画の写しを市防災課に提出していただきます。

○戸別訪問の際は、重複して訪問することがないように区・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員であらかじめ調整を行ってから実施してください。

## ⑤支援体制の構築

個別計画を基に、避難行動要支援者の支援体制を構築します。

なお、名簿情報の更新は年1回行います。



問合せ先

担当 総務部防災課防災班

担当者 北村

電話 0476-93-1114(直通)